

福島市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線部分は変更部分）

変 更 後					変 更 前				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業等の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業等					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業等の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業等				
事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項	事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名 (仮称)仲見世整備事業 内容 老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等) 実施時期 平成22年度	(株) 仲見世	福島市中心街のパセオ通りに面し、昭和40年代から老舗飲食店街として一時代を築いた「仲見世」の老朽化に伴う全面閉店を受け、子どもや高齢者が利用できる広場の整備や夜間店舗以外にも来街者が滞留できるよう、昼間営業を行うテナントミックス店舗を配置し歩行者通行量の増加、商店街の活性化に寄与する事業である。	支援措置 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期 平成22年度	戦略的 中心市街地 商業等活 性化支 援事 業費補 助金の活 用 <u>法第48 条に基づ く地方税 の不均一 課税に伴 う措置</u>	事業名 (仮称)仲見世整備事業 内容 老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等) 実施時期 平成22年度	(株) 仲見世	福島市中心街のパセオ通りに面し、昭和40年代から老舗飲食店街として一時代を築いた「仲見世」の老朽化に伴う全面閉店を受け、子どもや高齢者が利用できる広場の整備や夜間店舗以外にも来街者が滞留できるよう、昼間営業を行うテナントミックス店舗を配置し歩行者通行量の増加、商店街の活性化に寄与する事業である。	支援措置 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期 平成22年度	戦略的 中心市街地 商業等活 性化支 援事 業費補 助金の活 用
(略)					(略)				
<u>事業名</u> <u>(仮称)曾根田ショッピングセンター整備事業</u> 内容 空きビル等を新たな集客施設として再整備する 1~2階商業施設 1F 8,500㎡ 2F 6,200㎡ 実施時期 平成21年度~ 平成23年度	(株)福島 まちづくり センター	福島駅の北側に位置する曾根田西地区において、平成10年5階建ての商業施設が完成し百貨店等の入居により賑わっていたが、平成17年に百貨店が撤退したことにより1階から4階が空きビルとなった。 そこで、官民協働による解決策として、建物の4階部分に公共施設を1~3階までテナント等を誘致することで多様な複合施設とするものであり、新たな集客向上による賑わいの創出に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> <u>特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定</u> <u>実施時期</u> <u>平成22年度</u>	<u>法第48 条に基づ く地方税 の不均一 課税に伴 う措置</u>	(新規追加)				

<p>措置名 <u>中心市街地内の商業施設に対する税制支援</u></p> <p>内容 <u>認定特定民間事業計画に係る商業基盤施設に対する税の軽減措置</u></p> <p>実施時期 <u>平成23年度</u></p>	<p><u>福島県</u></p>	<p><u>・中心市街地の商業基盤強化に資する措置であり、賑わいの創出・商店街の活性化に寄与する事業である。</u></p>	<p>措置の内容 <u>地方税の不 均一課税に 伴う措置</u></p> <p>実施時期 <u>平成23年度</u></p>	<p>(新規追加)</p>
<p>(2) ~ (略) (3) ~ (4) (略)</p>				<p>(2) ~ (略) (3) ~ (4) (略)</p>